

集合債権譲渡担保と担保権消滅請求許可制度 — 東京高決令和2年2月14日判タ1484号119頁をもとに —

町 田 余理子

1. はじめに
2. 本決定について
3. 民事再生法上の担保権消滅許可制度の要件と注意すべき問題点
4. おわりに

1. はじめに

民事再生手続開始時において、再生債務者の財産について存在する担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は商法・会社法上の留置権）を有する債権者は、別除権者として、再生手続によらないでその債権を行使することができる（民事再生法53条）。しかし、再生債務者の財産のうち、事業の継続に不可欠なものに担保権が付いている場合、別除権が実行されると、事業の債権が不可能になってしまう⁽¹⁾。したがって、民事再生法にはこれらの点を考慮し、再生債務者が、「当該財産が再生債務者の事業の継続に欠くことのできないものである」ときは、再生債務者等は、裁判所に対し、当該財産の価額に相当する金銭を裁判所に納付して当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる、担保権消滅請求制度（民事再生法148条）が存在する。

なお、担保権消滅請求の対象については、民事再生法53条1項に規定す

るもののほか、譲渡担保、所有権留保、ファイナンス・リース等の非典型担保権についても担保権（別除権）として取り扱うことが通説とされており、倒産実務上もそのような取り扱いが一般的である⁽²⁾が、非典型担保権に対する民事再生法上の扱いについては、立法の際には「解釈に委ねられている」として、明文化を見送ったとされている⁽³⁾ため、非典型担保に別除権に関する規定⁽⁴⁾の（類推）適用を認めるとはいえども、これらに関する規定のどれが、どの範囲で（類推）適用されるかについてはさらに検討を要すると考えられる。また、民事再生法においては、再建型倒産処理手続を許す以上、担保権者のほか、一般債権者や再生債務者との兼ね合いも考慮に入れる必要があるといえる。

本稿では集合債権譲渡担保が担保消滅許可の対象となった東京高決令和2年2月14日判タ1484号119頁（以下、「本決定」という）をもとに、検討を行っていきたい。

2. 本決定について

（1）事案の概要

本決定は、医療法人社団 A を再生債務者とする再生手続開始申立事件（基本事件）において、再生債務者管財人である X（相手方、原審申立人）が、再生債務者の診療報酬債権について Y（原告人、原審相手方）のために譲渡担保権が設定されているとして、民事再生法148条1項に基づき、同譲渡担保権について5000万円を裁判所に納付して消滅させることの許可の申立てをしたところ、原審がこれを許可する旨の決定（原決定）をしたため、Y が原決定の取消し及び担保権消滅許可申立ての却下を求めて即時抗告を申し立てた事案である。

Y は、平成27年9月30日に設立された診療報酬債権の取得、保有、処分及び管理等を目的とする合同会社であり、再生債務者である A は、平成6年9月に設立された医療法人社団で、心臓血管外科及び循環器内科を

有する88床の病院であるBを営んでいる。

Aの経営状態は、当時の理事長らが適切な経営を怠ったことなどから徐々に悪化し、平成27年ころから、当時の借入先であった株式会社F銀行から借入金の返済を求められるようになり、Aは、そのための資金調達のために迫られるようになった。証券化取引組成事務等を業務内容とするC株式会社の代表取締役であるDは、Aから資金調達の相談を受け、特定目的会社としてYを設立して、YがAの将来の診療報酬債権の譲渡を受けてAに10億円を融通し、この診療報酬債権を更に担保提供することで、Aが別途金融機関から4億円の融資を受けるスキーム案を構築し、複数の金融機関に参加を打診した。

その結果、株式会社E銀行から検討可能との返答を得たことから、AとYは、平成27年9月30日、当該スキームを前提に、同年11月30日までに診療報酬債権譲渡等の契約を締結することなどを内容とする合意をし、その合意に係る「流動化基本契約書」を作成した。

YとAは、平成28年1月18日、同日付け債権譲渡契約書（以下、「本件債権譲渡契約書」という）により、Aの国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に対する平成27年12月1日から令和5年2月28日までの間の各月に生ずる債権を「譲渡対象債権」と称し、同年3月1日から令和6年2月29日までの間の各月に生ずる債権を「担保債権」と称して、これらをいずれもYに譲渡する旨の契約（本件債権譲渡契約）を締結した。本件債権譲渡契約の主要な内容は、次のとおりであった。

- ① Aは、Yに対し、譲渡対象債権をYに対して真正に譲渡することを意図しており、担保提供その他の意図を有していないことを表明し保証する（下線は筆者による、以下同じ）。
- ② Yは、Aに対して、譲渡対象債権を譲り受けた対価として代金を支払う。担保債権の譲渡の対価は無償とする。譲渡対象債権の譲渡代金は、各月の診療報酬債権ごとに「債権基準額」を設定し、同基

準額に「掛目」を乗じた額から、同額に「割引率」を乗じた額（以下「割引料」という。）を減じた額とする。なお、「債権基準額」は、全ての譲渡対象債権について3億5000万円とされ、「掛目」は当初段階では98.05%とされ、契約締結後2年目以降は漸減していくものとされ、「割引率」は、当初2か月分の債権についてのものを除き1.25%前後ではほぼ一定とされていた。

③譲渡対象債権の譲渡代金の支払期は、平成27年12月1日から平成28年2月29日までの3か月間に生ずる診療報酬債権については、同年1月22日、その後の譲渡対象債権の譲渡代金については、Yが当該月の2か月前に生ずべき債権につき弁済があったこと、その他、Yが必要とする手続が履行されたことを確認した日から3営業日以内に支払う。

④A及びYは、解約を希望する日より3か月以上先立つ日までに、相手方に対して書面により通知することにより、本件債権譲渡契約を将来に向けて解約することができる。ただし、Aは、本件債権譲渡契約の締結日から2年を経過する日までの間に当該通知をすることができない。本件債権譲渡契約が解除又は解約された場合、Aは、Yから受領した譲渡代金を直ちにYに返還する。本件債権譲渡契約の解除又は解約の効力が発生する時に、譲渡対象債権は、債権の譲渡が解除されなかったもの及びYが当該債権の弁済を受領したものを除き、当然に担保債権に組み入れる。

Yは、平成28年2月5日、Aに、本件債権譲渡契約に基づき、10億2951万円を交付した。Aは、これを長期借入金として会計処理した。他方、Yは13億8000万円余りを買入金銭債権として令和元年8月31日現在の貸借対照表の資産の部に計上した。

その後、本件債権譲渡契約締結後もAの経営状況は改善せずにところ、平成30年ころ、従前の理事が不適切な会計処理を行っていたことや

Y の了解を得ることなく Y に対して担保供与していた同理事の A の持分を減少させる減資手続をしたことなどが発覚し、これを契機として、Y は、A の経営への関与を強め、平成31年2月19日付けで D が A に入社し、理事に選任された。さらに、令和元年7月30日、合同会社 G が A に対して破産手続開始申立てをし、同月31日に保全管理命令が出されたが、その後、同年8月26日に G が民事再生手続開始申立てを行い（基本事件）、同月27日に X が管財人に選任され、同日、臨時社員総会、臨時理事会が開催され、D は A を退社し、理事も退任した。Y が基本事件において提出した債権届出書には、Y が A に対して本件債権譲渡契約書に基づく13億9000万円余りの債権を有すること、当該債権について譲渡担保の担保権を有すること、担保の不足額は未定であること等が記載されていた。しかし、当該債権届出書には、予備的な届出である旨の記載はされておらず、Y が本件債権譲渡契約が真正譲渡であると主張したのは、本件の担保権消滅許可申立てがされた後に至ってからであった。

原決定（東京地決令和元年11月15日金法2141号77頁）は、「申立人 X が、裁判所に対し、5000万円を納付して、相手方 Y のために設定されている別紙担保権・被担保債権目録記載の担保権を消滅させることを許可する」としたため、Y が原決定の取消し及び担保権消滅許可申立ての却下を求めて即時抗告を申し立てた。

（2）本決定の概要

本決定では、①本件債権譲渡契約が真正譲渡か譲渡担保か、譲渡担保であるならば民事再生法148条1項の担保権消滅許可の対象となるか、②診察報酬債権は「A の事業の継続に欠くことのできないものである」か、③担保の評価額である5000万円は妥当であるかが争われた。

①については、「本件債権譲渡契約書では、譲渡対象債権と担保債権は明確に区別され、譲渡対象債権については、これを Y に対して真正に譲渡することを意図しているとされていたもので…その文言をみる限り、本

件債権譲渡契約による債権譲渡は真正な譲渡であるとの評価が導かれ得ると考えられる」ものの、「本件債権譲渡契約においては、契約締結から2年を経た後には、Aの側からも解約を申入れることができるとされていたことからして、本件債権譲渡契約による譲渡対象債権のYへの移転は、所定の時期以降はAの意思によって任意に覆すことが可能ないわば暫定的なものとしていたとみることができるとするものである。また、Aが買取債権残高を支払うものとされることも、融資残高を返済することでその時点以降の譲渡対象債権の買戻しができることと同一の経済的効果を有するのである。これらの事態は、当初譲渡対象債権の譲渡代金やその後の買取債権残高に相当する額の支払の実質が融資であって、譲渡対象債権の譲渡はその担保の目的であるとの理解とよく整合するものであるということができる」。とした。また、「本件債権譲渡契約が解除又は解約された場合、譲渡対象債権は、当然に担保債権に組み入れられるものとされている。このように、解除や解約がされた場合に譲渡対象債権が担保債権に転化するとされるのは、そもそも譲渡対象債権の譲渡が、契約が終了する場合にYにおいて支払（返還）を受けるべきの当初譲渡対象債権の代金やその後の買取債権残高に相当する額の支払の担保を目的としており、解除や解約がされた場合においては、その担保としての性格が顕在化するものと理解することが可能である」、「さらに、Yにおいては、その会計処理上は譲渡対象債権を資産として計上していたにもかかわらず、基本事件において提出した債権届出では、Aに対して買取債権残高相当の債権を有し、その債権について譲渡担保の担保権を有するとしていたものであって、Yにおいても、本件債権譲渡契約によって譲渡担保権を有することになると認識していたことがうかがわれる。また、Aにおいても、他の会計処理の方法があったかを措くとしても、当初譲渡対象債権の代金とされる10億円余りを長期借入金として処理しており、少なくともAの側としては、当初譲渡対象債権の代金として受領した金額は借入金に類するものと認識していたことが一応うかがわれる」結果、「本件債権譲渡契約の全体を合

理的に解釈すれば、譲渡対象債権の譲渡は、AがYに対して与えた当初譲渡対象債権の代金やその後の買取債権残高に相当する額の融資の担保を目的とするものであって、本件債権譲渡契約が解約や解除により終了する場合に発生することとなる買取債権残高に相当する額の返還債務等に係る債権を被担保債権とする譲渡担保の実質を有すると評価することができ、「本件債権譲渡契約は担保を目的とするものであって、その実質においては買取債権残高に相当する額の返還債務等に係る債権を被担保債権とする譲渡担保であると解することができる。そして、民事再生法148条に規定する担保消滅許可は、このような譲渡担保も対象とすると解するのが相当である」と判示した。

②については、「『債権基準額』は、本件債権譲渡契約及び変更契約によって、Aの現実の経営状態、すなわち現実が発生する診療報酬債権の金額とは無関係に4億8000万円と定められているため、Yが実質的に支払を受ける割引料相当額や本件業務委託契約で定められた報酬額は現実が発生する診療報酬債権の金額とは連動しておらず、しかも、Yが診療報酬債権を回収した上で、割引料相当額等を控除した額をAに支払うとの仕組みがとられているため、特に平成31年初めからAの診療行為等により発生する診療報酬が相当減少する状況下にあって、Aの手元に入る金額がより少なくなり、経営が資金面でより圧迫されることとなっている。病院を経営する医療法人であるAにおいては診療報酬債権がその収益の大部分を占めることに加えて、このような状況を考慮すれば、譲渡対象債権はAの事業継続に欠くことのできない財産であるということが出来る」とした。

③については、「民事再生法149条1項所定の価額決定の請求手続において決せられるべき問題であり、原決定の違法不当を基礎づける事情とはならない」とした。

3. 民事再生法上の担保権消滅許可制度の要件と注意すべき問題点

再生債務者が担保権消滅を請求するためには、裁判所に担保権消滅請求の許可の申立てをする必要がある（民事再生法148条1項）。裁判所の許可があると、再生債務者は目的物の価額に相当する金銭を裁判所の定める期限までに裁判所に納付し（民事再生法152条1項）、この金銭納付時に担保権消滅の効果が生じる（同条2項）。その後、裁判所は納付された金銭を不動産の競売手続に準じて担保権者に配当し（民事再生法153条1項）、裁判所書記官は消滅した担保権の登記等の抹消を囑託する（同条3項）。

しかし、裁判所が担保権消滅を許可するためには、いくつかの要件をクリアする必要がある。以下、どのような要件が求められているのか、判例等や学説を検討し、整理していきたい。

（1）担保目的財産が再生債務者の財産であること

債務者の財産に設定された担保権でなければ、担保権消滅請求の対象とはならず、逆に、債務者の財産に設定された担保権である以上、その被担保権が債務者に対するものであるかどうかは問わないとされている⁽⁵⁾。本件債権譲渡契約が真正譲渡である場合は、本件債権は再生債務者の資産から分離されるが、譲渡担保の場合は、担保権消滅請求の対象となるかどうか検討する必要がある。

まず、非典型担保に別除権に関する規定を類推適用することについては、立法担当者は「法的な実行手続が観念できる場合は可能」⁽⁶⁾と解しており、多数の学説⁽⁷⁾や判例⁽⁸⁾も非典型担保の本質に鑑み、類推適用を認めている。一方、非典型担保の履行の確保の困難さを根拠に、類推適用を認めることに消極的な見解⁽⁹⁾や、どの範囲で（類推）適用すべきかについては慎重にしなければならず、「各非典型担保の性質に応じた各論的考察が

不可欠」と解する見解⁽¹⁰⁾は存在するものの、程度の差はあれども、非典型担保につき、別除権の規定を類推適用するべきではないと「積極的に」否定している見解は、見当たらないと考えられる。また、集合債権譲渡担保に対して担保権消滅許可制度の適用を認めることについても、集合債権譲渡担保（最二小判平成12年4月21日民集54巻4号1562頁）や将来債権譲渡担保（最三小判平成11年1月29日民集53巻1号151頁）も判例上有効であり⁽¹¹⁾、非典型担保の目的物が再生のために必要不可欠であるという場合も多い⁽¹²⁾ことから、担保権消滅請求の対象となると考える見解が多くみられる。ただ、非典型担保は公示方法としての登記・登録が存在しないことが多く、担保権の成立の認定に困難を伴うことがあるため、非典型担保に担保権消滅請求の申立てを認めることは現実的には可能であるものの、現実の進め方を進めていく上では、①担保権の成立・内容について当事者間に争いがないか否か、②競合する担保権が存在しないか、存在するときはその成否・順位に関する争いがあるか否か、③対象となる財産の価額に争いがあるか否かなどといった点について慎重に検討する必要があることが指摘されている⁽¹³⁾。本決定においては、「民事再生法148条に規定する担保権消滅許可は、このような譲渡担保も対象とすると解するのが相当である」として、結論としては非典型担保である集合債権譲渡担保に対して担保権消滅許可制度の適用を認めている。しかし、本決定においては、本件債権譲渡契約が真正譲渡か譲渡担保かにつき、争いが生じていたため、その点については、以下で検討を行う。

当事者間で締結された契約が真正譲渡か譲渡担保に関しては、最一小判平成14年9月12日判時1801号72頁は、借入金の返済がされない場合には債務者所有の土地を債権者名義に変更し第三者に売り渡すことを承諾する旨の契約について、代物弁済契約でも仮登記担保契約でもなく譲渡担保契約であると判示し、契約の実態に即した解釈を示している。同様に、最三小判平成18年2月7日民集60巻2号480頁も、買戻特約付売買契約の形式が採られていても、目的不動産の占有の移転を伴わない契約は、特段の事情

のない限り、債権担保の目的で締結されたものと推認され、その性質は譲渡担保契約と解するのが相当であると判示している。さらに、最一小判平成18年7月20日民集60巻6号2499頁も、本件契約は再売買を予定する売買契約の形式をとり、契約時に所有権が移転する旨の明示の合意があるものの、契約後の目的物の占有状況や使用状況から、本件契約の性質は特定の債権を担保するという目的を達成するのに必要な範囲内において目的物の所有権を移転する旨が合意されたにすぎず、譲渡担保契約と解するのが相当であると判示した。本決定においても、「その文言をみる限り、本件債権譲渡契約による債権譲渡は真正な譲渡であるとの評価が導かれ得ると考えられる」とはしながらも、本件債権譲渡契約は担保を目的とするものであって、その実質においては買取債権残高に相当する額の返還債務等に係る債権を被担保債権とする譲渡担保であると解することができるとした。その上で、民事再生法148条に規定する担保消滅許可は、このような譲渡担保も対象とすると解するのが相当であると判示している。したがって、本決定が契約書の文言よりも契約の実態を重視していることや、非典型担保である譲渡担保に対して担保権消滅許可を認めていることは、これまでの最高裁の傾向とも整合性があると考えられる。

(2) 財産が事業継続に欠くことのできないものであること (=事業継続不可欠要件)

担保権消滅許可における「当該財産が再生債務者の事業の継続に欠くことができない」(=事業継続不可欠性)の要件を満たす財産とは、「担保権が実行されて当該財産を利用することができない状態になった場合には再生債務者の事業の継続が不可能となるような代替性のない財産」を意味し⁽¹⁴⁾、このような限定が付されている理由として、担保権消滅制度は再生債務者等が担保権の目的である財産の価額に相当する金銭を裁判所に納付することにより、当該財産の上に存在するすべての担保権を消滅させるという強力な効果を有することから、その対象となる財産を、再生債務者

の事業の継続を図るといふ再生手続の目的を達成する上で必要最小限度の範囲に限定する必要があると考えられている⁽¹⁵⁾。事業継続不可欠要件を満たす財産の典型例は、製造業者が所有する工場や敷地、小売業者の所有する店舗建物や敷地のように、事業とともに継続して使用に供される財産が想定されている⁽¹⁶⁾。しかし、それ以外の物を含むかどうか、含むとすればどのような範囲までなののかについてはさらに検討する必要がある。

まず、営業譲渡の場合は、「再生債務者が」事業を継続するに不可欠というのではなく、再生債務者が現在行っている「事業」の継続に不可欠というものであり、事業譲渡がなされ、事業主体は変わるが事業は継続されるという場合についても担保権消滅請求制度が適用されるとする⁽¹⁷⁾。また、資産売却の場合は、「当該財産」の事業継続における不可欠性が要件であるため、事業資金捻出のために遊休不動産を売却するといった場合は、合理的な説明ができなため、立法趣旨からは認められないと解されている一方⁽¹⁸⁾、事業継続に必要な財産であるか否かは事業計画によって変わるものであり、広く解する必要があるため、遊休不動産を不要資産として売却する場合であっても、売却代金が再生債務者の事業継続に必要な不可欠であれば要件を満たすとする見解⁽¹⁹⁾も存在する。なお、通説は担保権者の権利を制限していることを重視し、事業継続不可欠要件を厳格に解しているようである⁽²⁰⁾。

しかし、名古屋高決平成16年8月10日判時1884号49頁（以下、「名古屋高決」という）は、事業を継続するために再生債務者所有の店舗および事務所を売却する必要があるとして、当該店舗等に根抵当権を有する担保権者を相手方とする再生債務者の担保権消滅の許可の申立てにつき、「同法148条1項は、『当該財産』が『再生債務者の事業の継続に欠くことができないものであるとき』と定めており、文理上は、当該財産そのものが、今後、再生債務者が事業を継続していく上において使用する必要があるなど欠くことができないときと解されないではないが、…本条が、例外的とはいえ別除権行使の自由を制限してまで企業の再生を優先させる制度を設け

ている趣旨及び目的にかんがみると、そのように限定するものと解するのは相当でなく、当該財産を売却するなどの処分をすることが、事業の継続のため必要不可欠であり、かつ、その再生のため最も有効な最後の手段であると考えられるようなときは、処分される当該財産も再生債務者の事業の継続に欠くことができないものであるときに該当するものと解すべきである」とし、「本件不動産は、本件再生手続の再生計画において処分の対象とされているように、それ自体は相手方の今後の事業の継続に必要な不可欠な財産とはいえないものであることが明らかである」ものの、「同再生計画においては、丙川ビルのうち、区分所有とされた駐車場部分の賃貸事業のみの管理業務を残して事業を継続し、再生を図っていくものとされており、上記駐車場部分は、まさに、事業の継続に欠くことができない唯一の財産である」ことから、「本件不動産を売却することは、相手方の事業の継続にとって必要不可欠であり、かつ、相手方の事業の再生のため最も有効な最後の手段であると認められ、本件不動産は、民事再生法148条1項の『当該財産が再生債務者の事業の継続に欠くことができないものであるとき』に該当する」として、再生債務者の申立てを認めた。これに対しては、担保権消滅制度の対象として売却用担保不動産も含むとする見解には魅力を感じるものの、別除権を軽視し、企業再生に傾きすぎる嫌いがあり、現行の担保権消滅請求制度の解釈としては無理があると言わざるを得ないといった見解⁽²¹⁾や、担保権消滅請求を利用するのではなく、第一順位担保権者と交渉したうえで民法上の抵当権消滅請求を利用したり、後順位担保権者に担保権実行を要請する等、別の方策によって目的を達成することが可能であったと指摘する見解⁽²²⁾や、名古屋高決は、担保権消滅請求を企業再生を優先させる制度とするが、企業の再生は、債権者の賛成があって初めて可能である（民事再生法172条の3）が、担保権消滅請求が認められた後に再生計画案が否決されることもありうるため、担保権消滅請求を企業の再生を優先させる制度であるとの理由で、文理解釈に反してまで担保権消滅請求を認めることに疑問がある⁽²³⁾等、名古屋高裁の判断に

疑問を呈す見解が存在する。

また、土地付き戸建分譲を主たる事業とする再生債務者所有の販売用土地について事業継続不可欠性要件を充たす財産か否かについて争われた東京高決平成21年7月7日判時2054号3頁（以下、「東京高決」という）は、「事業継続不可欠要件を充たす財産とは、担保権が実行されて当該財産を活用できない状態になったときには再生債務者の事業の継続が不可能となるような代替性のない財産であることが必要であり」、「そのような事業継続不可欠要件を充たす財産として想定されるのは、再生債務者が製造業者であってその工場の土地・建物に担保権が設定されている場合や、再生債務者が小売業者であって店舗の土地・建物に担保権が設定されている場合がその典型例であるが、これらの土地・建物は、事業のために継続して使用することが必要なものであり、いずれも担保権が実行されて当該財産を活用できない状態になったときには、再生債務者の事業の継続が不可能になる代替性のない財産である」としつつも、「土地付き戸建分譲を主たる事業とする再生債務者所有の販売用土地であっても、再生債務者の事業の仕組みの中に、分譲すべき戸建住宅の敷地に担保権を設定し消滅させることが織り込まれており、担保権者もこれを了解している場合には、再生債務者の事業にとって、敷地部分に相当する土地は担保権が実行されこれを活用できない状態になったときにはその事業の継続が不可能になる代替性のない財産といえるため、民事再生法における担保権消滅許可のための『当該財産が再生債務者の事業の継続に欠くことができないもの』との要件を充たしているといえる」とした。これに対しては、事業継続不可欠性を要件とする民事再生における担保権消滅制度では、販売用資産の適用には賛成できないとする見解⁽²⁴⁾が存在する一方、東京高決の事案は再生債務者の事業形態を詳細に分析した上で、①本件土地が「代替性のない」ことを必要としている点、および②担保権者が「事業の仕組み」を承知していたことを事業継続不可欠性肯定の要件としているため、事案によってはその判断が異なる可能性を示唆する見解⁽²⁵⁾も存在する。

その他、製造業における原材料や商品に対する担保権消滅許可については、最終的には売却されることが想定されるものの、売却されるとしても、商品が円滑に通常の市場で流通されることは再生債務者の事業の再生にとって極めて重要な意義を有するところ、そのような商品の相当部分が通常の流通から外れて競売市場等に流れることは、再生債務者の事業の価値・信頼を大きく損ない、一般にその事業の再生を害することになることが明らかであるとの理由で、原材料や商品を担保権消滅許可の対象とすることを肯定する見解⁽²⁶⁾も存在する。その一方、同種のもを他から調達できる場合には代替性がないとはいえず、否定する見解⁽²⁷⁾も存在する。

本決定においては、「病院を経営する医療法人である再生債務者においては診療報酬債権がその収益の大部分を占めることに加えて、このような状況を考慮すれば、譲渡対象債権は再生債務者の事業継続に欠くことのできない財産であるということが出来る」として、診察報酬債権は再生債務者の事業の継続に欠くことのできないものであると判示した。集合債権譲渡担保については、その担保から解放すべき資産（債権）につき、事業継続のための不可欠性の要件を満たすことは考えられず、また、担保が消滅しても担保権消滅の対価を譲渡担保権者に支払うことは、担保権実行のうえ清算処理をなすのと同様であるため、担保権消滅請求を適用する意味がないとする見解⁽²⁸⁾や、担保権実行がされた場合に再生債務者の資金繰りに影響を与えて、事業の継続に支障を生じることは考えられるものの、製造拠点がなくなる場合とは異なり、事業の継続ができないとはいえないとの見解⁽²⁹⁾が存在する。しかし、事案に応じて事業継続不可欠要件を柔軟に判断することが相当であると解していること、事業者の事業によっては将来継続的に発生する診察報酬債権や売掛債権などを対象とする場合には、債権の発生が将来の事業の継続を当てにしていること等から、事業継続不可欠性は認められるとする見解⁽³⁰⁾も存在する。

確かに、将来債権譲渡担保については、工場や敷地、店舗建物とは異なり、「再生債務者の事業の継続が不可能となるような代替性のない財産」

とは言い切れないとも考えられる。しかし、事業継続不可欠の要件は、担保権者の利益と再生手続における事業再生の目的と調整を図るものであり、事業継続に不可欠かどうかはその段階で想定されている事業計画を基礎に裁判所が個別の事件ごとに柔軟に判断していき、場合によっては担保消滅請求を認めることが、再生手続の目的に合致すると考えられる⁽³¹⁾。この点につき、本決定は、再生債務者が本件債権譲渡契約を締結した後に行政上の措置により新規に入院患者の受け入れや手術をすることができない状況に陥ったことから、本件債権譲渡当時に3か月分で10億円余りであった再生債務者の診療報酬債権の額は、担保権消滅請求当時にはその10分の1を大きく下回る水準にまでに著しく減少するといった特殊な事情⁽³²⁾があり、「Aの診療行為等により発生する診療報酬が相当減少する状況下において、Aの手元に入る金額がより少なくなり、経営が資金面でより圧迫されることとなっている。病院を経営する医療法人であるAにおいては診療報酬債権がその収益の大部分を占めることに加えて、このような状況を考慮すれば、譲渡対象債権はAの事業継続に欠くことのできない財産であるということが出来る」と判示していることから、特殊な事情から事業継続不可欠性を判断しているようにも思われる。

一方で、民事再生手続が創設された当初には想定されていなかったケースにつき、担保権消滅許可制度の対象を広げ過ぎると、回収・倒産実務に与える影響は大きく、担保権者からは不安や疑問が出てくる恐れもある⁽³³⁾。加えて、集合債権譲渡担保に対する担保権消滅請求は、在庫商品のような流動集合動産と同様、いかなる時間的範囲の債権を消滅請求の対象にするのか、すなわち、倒産手続開始後に発生した将来債権も対象に含まれるのか、消滅の効果として、行使時点で存在する債権に対する担保権のみが消滅するのか、将来にわたってすべての譲渡担保権が消滅するのかといった問題が考えられる。この点については、下記(3)で詳しく検討していきたい。

(3) 民事再生手続における将来債権に対する担保権の処遇

民事再生開始手続がなされた場合、譲渡担保権の効力は手続開始後に新たに発生した債権についても及ぶのであろうか。本決定においても、再生債務者の国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に対する平成27年12月1日から令和5年2月28日までの間の各月に生ずる債権を「譲渡対象債権」と称し、同年3月1日から令和6年2月29日までの間の各月に生ずる債権を「担保債権」と称して、これらをいずれもYに譲渡する旨の契約（本件債権譲渡契約）を締結している。また、Yは、本件抗告の申立てをするとともに価額決定の請求をしたにもかかわらず、本決定が出た後に同請求を取り下げているため⁽³⁴⁾、本件では、集合動産譲渡担保に対して担保権消滅許可の申立てがされた場合において、どのようにして価額を評価するかを判断しておらず、残された問題といえる。

再生手続開始決定後に発生する債権にも譲渡担保権の効力が及ぶと解するかどうかについては、以下のように見解が分かれている。

まず、再生手続開始後に発生する債権にも譲渡担保権の効力が及ぶと解する見解のうち、目的物が動産であれ、債権であれ、譲渡担保権者は、設定者である債務者が将来取得する目的物を含めて包括的に担保権を設定し、かつそれについての登記などの対抗要件を備えているとすれば、再生手続が開始されたという事実をもって、その後に債務者が取得する目的物に及ばないと解すべき理由はなく、手続開始とはかかわりなく、譲渡担保権者が実行に着手した時点で目的物の範囲が確定すると解するべきであるとする見解⁽³⁵⁾が存在する。また、集合物論を前提とする集合動産譲渡担保とは異なり、判例が将来債権という便宜な概念を実体法上譲渡担保に認めたとうえで、将来譲渡担保を債権譲渡という単純な法形式で捉えた以上、あえて集合物論類似の集合債権概念を観念する必要はなく、将来債権には実行による固定化という概念はなく、実行後であっても将来債権譲渡担保権はその後に発生する将来債権に及ぶとする見解⁽³⁶⁾が存在する。

従来は、債務者に倒産手続が開始すると、担保権の目的は債務者がその

時点で保有する債権に固定化され、以後発生した債権は担保の目的にはならないとする説が有力に主張されていた。その後、将来発生すべき債権を目的とする譲渡担保契約が締結された場合には、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない限り、譲渡担保の目的とされた債権が譲渡担保契約によって譲渡担保設定者から譲渡担保権者に確定的に譲渡されており、譲渡担保の目的とされた債権が将来発生したときには譲渡担保権者は当然に当該債権を担保の目的で取得することができるとした判例（最一小判平成13年11月22日民集55巻6号1056頁や、最一小判平成19年2月15日民集61巻1号243頁）が現れた。現在では、これらの判例法理を前提として、将来債権が集合的に譲渡担保の目的とされた場合には未発生のものを含めて個々の債権が全て譲渡の目的となっており、その譲渡の効果は譲渡担保設定契約の時点で確定的に生じていると理解されており、将来発生すべき債権を目的とする譲渡担保契約が締結された場合は、将来発生すべき債権は同契約によって譲渡担保権者に譲渡されており、以後発生した債権を担保から除外する理由はないとされている⁽³⁷⁾。

さらに、担保権実行手続中止命令の事案ではあるが、大阪高決平成21年6月3日金判1321号30頁は、「本件の譲渡担保権について検討すると、対象債権は平成21年12月までに支払われる診療報酬債権であり、再生債務者が営業を継続する限り発生することが見込まれるうえ、その総額は本件被担保債権額を大きく上回ると想定できるから、そのうちの一部である平成21年2月分の診療報酬債権につき、担保権実行手続中止命令があったとしても、Yらは、残部に対する譲渡担保権を行使することにより、被担保債権を回収することができないわけではない。この点、Yらは、平成21年3月分及び4月分の診療報酬につき、過去の不正請求により控除（相殺）される可能性が高いと主張するが、平成21年3月分及び4月分の診療報酬の額は、それぞれ本件被担保債権の残額を上回ることが見込まれ、また、これらの診療報酬が支払われる時点では、不正請求により得た額は確定しておらず、同診療報酬から不正請求部分が控除（相殺）される可能性

は乏しいと想定できるから、平成21年2月分の診療報酬につき、担保権実行手続中止命令があっても、Yらに不当な損害が生じるとはいえない」とし、再生手続開始前に対抗要件を備えた将来債権譲渡担保につき、再生手続開始決定後に発生予定の将来債権も別除権に当然含まれることを前提に判断をなしている。

その一方、民事再生手続における将来取得財産は除外すると解する見解に対して、開始後取得財産について担保権の効力が及ぶことを認めると、再生のための事業資金の多くが担保権者に捕捉されてしまい、事業再生が困難または不可能になってしまうとする見解⁽³⁸⁾や、民事再生手続は再生債務者の「第三者性」を認めており、その点からして会社更生手続と同様、民事手続開始決定によって固定すると解すべきであるとする見解⁽³⁹⁾が存在する。

その他、契約当事者の意思を考慮しつつも、契約当事者が契約締結時に意図していた担保権を実行するタイミングと範囲に鑑み、担保権の効力を認めることが「事業再生の観点からみて合理的ではない場合」には、担保権の効力の及ぶ範囲を制限的に解釈すべきであり、例外として、担保権者の自由な権利行使を制約するべき場合は、担保権実行手続に対する中止命令および担保権消滅請求制度も考慮するとする見解⁽⁴⁰⁾も存在する。また、将来債権譲渡契約の有効性を制限するものとして、公序良俗（民法90条）の規定の適用が考えられるが、普通ならば「公序良俗」と言えない将来債権譲渡担保契約であっても、債権者平等がより強く要請される倒産法については、全部または一部が無効とする「倒産法的公序」として、通常の譲渡担保よりもさらに債権者平等や事業再生を考慮すべきである見解⁽⁴¹⁾も存在する。さらに、倒産手続開始後に発生した将来債権について、最三小判平成11年1月29日民集53巻1号151頁が「契約締結時における譲渡人の資産状況、右当時における譲渡人の営業等の推移に関する見込み、契約内容、契約が締結された経緯等を総合的に考慮し、将来の一定期間内に発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約について、右期間の長さ等の契約内

容が譲渡人の営業活動等に対して社会通念に照らし相当とされる範囲を著しく逸脱する制限を加え、又は他の債権者に不当な不利益を与えるものであると見られるなどの特段の事情の認められる場合には、右契約は公序良俗に反するなどとして、その効力の全部又は一部が否定されることがあるものというべきである」と判示しているのを踏まえ、このような「特段の事情が認められる場合」には将来債権について担保権者の担保権に対する合理的な期待を有せず、担保権者の担保権に対する合理的期待を超えている（期待を有しない）と認められる場合は、将来債権譲渡担保の効力が及ばず、担保権者が将来債権を取得できないと考える見解⁽⁴²⁾も存在する。

なお、再生手続開始後に発生する債権にも譲渡担保権の効力が及ぶと解する場合、担保権消滅許可の申立てがされた場合には、民事再生法149条における価額決定の場面において、いかなる範囲の債権を対象として評価するかといった問題が生じる。この点につき、将来債権について担保権が設定されており、集合債権譲渡担保権に対して担保権消滅許可が申し立てられた場合においては、価額決定の評価においては、将来にわたって発生する債権を累積的に評価するのではなく、担保権消滅許可申立時等、一定の時点で発生している債権をもって評価するのが相当であるとする見解⁽⁴³⁾が存在する。また、評価の具体的な基準時としては、①再生手続開始時、②消滅請求の申立時、③消滅の許可決定時、④価額決定の申立時、⑤評価人の評価時、⑥裁判所による価額の決定時、⑦決定された価額に相当する金銭の納付時などが考えられ、現実には評価がなされる時を基準とするのが一般的にあって評価がしやすく、関係者の利害の調整としても妥当であることから、裁判所によって価額の決定がなされる場合には⑥の考え方よるべきであり、再生債務者等の申出額につき担保権者に異議がない場合には②の考え方よるべきであるとする見解⁽⁴⁴⁾がある。

本決定においては、「民事再生法149条1項所定の価額決定の請求手続において決せられるべき問題であり、原決定の違法不当を基礎づける事情とはならない」としており、5000万円の評価額はいかなる範囲の債権を対象

にしたのかは決定文からは不明である。しかし、本決定では再生債務者が本件債権譲渡契約を締結した後に行政上の措置により新規に入院患者の受け入れや手術をすることができない状況に陥ったことから、本件債権譲渡当時に3か月分で10億円余りであった再生債務者の診療報酬債権の額は、担保権消滅請求時にはその10分の1を大きく下回る水準にまでに著しく減少していたため、再生債務者管財人であるXは担保権消滅請求時点の事情をもとにその後の損益の予測も勘案して、本件の集合債権譲渡担保権の価額を5000万円と評価し、担保権消滅許可の申立てをしたとの見解⁽⁴⁵⁾がある。本決定ではいかなる時間的範囲の債権を消滅請求の対象としたかは必ずしも明らかになっていないものの、再生債務者の将来の資金面や診療報酬債権が収益に占める割合を考慮していることに照らすと、再生手続開始後に発生する債権についても消滅の対象としていると考えられている⁽⁴⁶⁾。

そうとはいえ、再生手続開始後に発生する債権にも譲渡担保権の効力が及ぶとしても、将来にわたって発生する債権がすべて評価されているとは限らない。担保権消滅許可請求手続では、担保権者はいつの時点で担保権を実行するかを自由を奪われるとしても、担保権者が担保目的物の換価時点での清算価値を取得する点は保護されていると考えられている⁽⁴⁷⁾。その一方、一般に再生債務者は他の劣後する請求権者の分配を高められるように清算価値をできるだけ低く評価しようとし、担保権者は消滅価額に不満がある場合には裁判所に再評価を申し立てることができる（民事再生法149条）ものの、裁判所が担保権者の私的情報に基づく担保資産の評価を受け入れない限り、担保権者は十分な弁済を受けられずに終わってしまうため、民事再生法における現行の担保権消滅請求制度では、担保権者には必ずしも十分な保護がなされていないことが指摘されている⁽⁴⁸⁾。

再生債務者の事業の継続は重要ではあるものの、担保権消滅制度は当該財産の上に存在するすべての担保権を消滅させるという強力な効果を有するため、その対象となる財産を、再生債務者の事業の継続を図るとする再

生手続の目的を達成する上で必要最小限度の範囲に限定する必要がある。再生手続開始後に発生するすべての債権が消滅の対象となるのであれば、担保目的物の評価につき、一部の債権だけを対象にするのではなく、適正に評価される必要があると考えられる⁽⁴⁹⁾。

4. おわりに

本決定は、当事者間の集合債権譲渡契約による債権譲渡につき、真正譲渡ではなく譲渡担保であると認めた上で、当該集合債権譲渡担保権が民事再生法148条1項所定の担保権消滅許可の対象となるとした事例である。まず、当事者間でなされた債権譲渡契約が真正譲渡か譲渡担保かにつき、本決定は契約書の文言よりも契約の実態を重視し、譲渡担保であるとの結論を出している。また、「民事再生法148条に規定する担保消滅許可は、このような譲渡担保も対象とすると解するのが相当である」として、結論としては非典型担保である集合債権譲渡担保に対して担保権消滅許可制度の適用を認めている。非典型担保である譲渡担保に対して担保権消滅許可を認めていることは、これまでの最高裁の傾向とも整合性があると考えられるものの、現実の手続を進めていく上では、①担保権の成立・内容について当事者間に争いがないか否か、②競合する担保権が存在しないか、存在するときはその成否・順位に関する争いがあるか否か、③対象となる財産の価額に争いがあるか否かなどといった点について慎重に検討する必要がある。

次に、事業継続不可欠要件につき、将来債権譲渡担保は、工場や敷地、店舗建物とは異なり、「再生債務者の事業の継続が不可能となるような代替性のない財産」とは言い切れないとも考えられる。しかし、事業継続不可欠の要件は、担保権者の利益と再生手続における事業再生の目的と調整を図るものであり、事業継続に不可欠かどうかはその段階で想定されている事業計画を基礎に裁判所が個別の事件ごとに柔軟に判断していき、場合

によっては担保消滅請求を認めることが、再生手続の目的に合致すると考えられる。本決定は、再生債務者が本件債権譲渡契約を締結した後に行政上の措置により新規に入院患者の受け入れや手術をすることができない状況に陥ったことから、本件債権譲渡当時に3か月分で10億円余りであった再生債務者の診療報酬債権の額は、担保権消滅請求当時にはその10分の1を大きく下回る水準にまでに著しく減少するといった特殊な事情があったことから、担保権消滅請求が認められたと考えられる。また、これまでの解釈論では、担保目的物の種類に着目して事業継続不可欠要件を充たすか否かを判断するものが多かったが、そうではなく、個別の状況や必要性等に応じて要件を緩和して適用するかどうかを判断するといった見解も見受けられる⁽⁵⁰⁾。集合債権譲渡担保であるからといって必ずしも認められるわけではないと考えられるため、今後も検討課題であると考えられる。

さらに、民事再生開始手続がなされた場合、譲渡担保権の効力は手続開始後に新たに発生した債権についても及ぶかどうかにつき、従来は、債務者に倒産手続が開始すると担保権の目的は債務者がその時点で保有する債権に固定化され、以後発生した債権は担保の目的にはならないとする説が有力に主張されていたが、最一小判平成13年11月22日民集55巻6号1056頁以降は、将来債権が集合的に譲渡担保の目的とされた場合には未発生のものを含めて個々の債権が全て譲渡の目的となっており、その譲渡の効果は譲渡担保設定契約の時点で確定的に生じ、民事再生手続以後発生した債権を担保から除外する理由はないとされている。しかし、債権者平等がより強く要請される倒産法については、全部または一部が無効とする「倒産法的公序」として、通常の譲渡担保よりもさらに債権者平等や事業再生を考慮すべきである見解等、場合によっては担保権の範囲を制限する見解も存在する。柔軟な対応ができるこのような見解は望ましいものの、どのような状態が「倒産的公序」等に反するかについての判断は難しいため、さらなる議論が必要であると考えられる⁽⁵¹⁾。

加えて、再生手続開始後に発生する債権にも譲渡担保権の効力が及ぶと

解する場合、担保権消滅許可の申立てがされた場合には、民事再生法149条における価額決定の場面において、いかなる範囲の債権を対象として評価するかといった問題が生じる。将来発生する債権も含めて適正な評価がなされることが望ましいが、この点につき、将来発生する目的物は、再生債務者の事業継続に伴い発生するものであり、その発生のために要する費用は倒産財団が負担することになることから、会社更生手続における集合動産・債権譲渡担保に関する時価評価の考え方を適用することも考えられると指摘がある⁽⁵²⁾。

再生債務者の事業の継続は重要ではあるものの、担保権消滅制度は当該財産の上に存在するすべての担保権を消滅させるという強力な効果を有するため、その対象となる財産を、再生債務者の事業の継続を図るという再生手続の目的を達成する上で必要最小限度の範囲に限定する必要がある。さらに、民事再生法においては、再建型倒産処理手続を許す以上、担保権者のほか、一般債権者や再生債務者との関係も考えなければならず、一層の研究が必要であると考えられる。今後の研究課題としたい。

注

- (1) 才口千晴=伊藤眞監修『新注釈民事再生法（上）[第2版]』845頁〔木内道祥〕（金融財政事情研究会、2011年）。
- (2) 伊藤眞『破産法・民事再生法 [第4版]』973頁、1040頁（有斐閣、2018年）、永谷典夫ほか『破産・民事再生の実務 民事再生・個人再生編 [第4版]』192頁（金融財政事情研究会、2020年）。
- (3) 深山卓也ほか『一問一答民事再生法』16頁（商事法務研究会、2000年）、志甫治宣「判批（本決定）」事業再生と債権管理170号110頁（2020年）。
- (4) 例えば、民事再生法53条や担保権消滅の許可等（同148条）のほか、担保権実行手続中止命令（同31条）が挙げられる。
- (5) 才口=伊藤・前掲注（1）849頁〔木内〕。
- (6) 伊藤眞ほか『民事再生法逐条研究—解釈と運用—』（ジュリ増刊）48—49頁〔伊藤、松下淳一、深山卓也発言〕（有斐閣、2002年）。
- (7) 山本和彦「判批（大阪高決平成21年6月3日）」金判1321号3頁（2009

- 年)、松下淳一『民事再生法入門』100頁(有斐閣、2009年)など。
- (8) 最一小決平成19年9月27日金判1277号19頁は、債権譲渡担保につき民事再生法31条の担保権中止命令を認め、さらに、最三小判平成20年12月16日民集62巻10号2561頁も、ファイナンス・リースにつき、民事再生法31条の担保権中止命令を認めている。
- (9) 西讓二「民事再生手続における留置権及び非典型担保の扱いについて」民訴54号69頁(2008年)。
- (10) 松下祐記「判批(大阪高決平成21年6月3日)」セレクト354号36頁(2010年)。
- (11) 「倒産と担保・保証」実務研究会編『倒産と担保・保証』290頁〔辺見紀男〕(商事法務、2021年)、園尾隆司ほか編『最新実務解説一問一答民事再生法』545頁〔加茂善仁〕(青林書店、2011年)、永谷ほか・前掲注(2)192頁など。
- (12) 福永有利「担保権消滅請求制度—その解釈・運用上の諸問題—」金判1086号60頁(2000年)。
- (13) 永谷ほか・前掲注(2)193頁。
- (14) 深山ほか・前掲注(3)191頁。
- (15) 深山ほか・前掲注(3)191頁。
- (16) 杉本和士「判批(東京高決)」ジュリ1398号160頁(2010年)。
- (17) 伊藤真ほか『民事再生法逐条研究』(ジュリスト増刊)142頁〔田原睦夫発言〕(有斐閣、2002年)。
- (18) 伊藤ほか・前掲注(17)143頁〔深山卓也発言〕。
- (19) 園尾隆司=小林秀之編『条解民事再生法(第2版)』701頁〔小林秀之〕(弘文堂、2007年)。
- (20) 伊藤真・前掲注(2)1042頁、才口=伊藤・前掲注(1)851頁〔木内〕。
- (21) 井上一成「判批(名古屋高決)」判タ1215号251頁(2006年)。
- (22) 印藤弘二「判批(名古屋高決)」金法1745号5頁(2005年)。
- (23) 有住淑子「判批(名古屋高決)」金判1229号1頁(2005号)。
- (24) 才口=伊藤・前掲注(1)852頁〔木内〕。
- (25) 田頭章一「判批(東京高決)」判例セレクト2009(法教)36頁、小林信明=山本和彦編『実務に効く事業再生判例精選(ジュリ増刊)』135頁〔高井章光〕(有斐閣、2014年)。
- (26) 福永有利監修『詳解民事再生法—理論と実務の交錯〔第2版〕』412頁〔山本和彦〕(民事法研究会、2009年)。

- (27) 小林明「民事再生法判例の分析と展開」金判増刊1361号85頁（2011年）。
- (28) 田原睦夫「倒産手続と非典型担保権の処遇—譲渡担保権を中心に—」別冊 NBL69巻82頁（商事法務、2002年）。
- (29) 松下淳一＝相澤光江編集代表『事業再生・倒産実務全書』454頁〔富永浩明〕（金融財政事情研究会、2020年）。
- (30) 志甫・前掲注（3）111頁。
- (31) 福永ほか・前掲注（26）413頁〔山本〕、松下＝相澤・前掲注（29）455頁〔富永〕。
- (32) 匿名コメント（本決定）金法2141号72頁（2020年）。
- (33) 吉岡伸一「民事再生手続による担保権、特約等の変更（二）」岡法60巻2号309頁（2010年）。
- (34) 匿名コメント（本決定）金法2141号72頁（2020年）。
- (35) 伊藤眞・前掲注（2）974頁。しかし、その後学説を改め、「手続開始とはかかわりなく、譲渡担保権者がその実行に着手すれば、その時点で目的物の範囲が固定し、以後債務者が取得するものについては、担保権の範囲が及ばないが、実行に着手しない限り、債務者が取得する財産が譲渡担保によって捕捉され、反面、債務者はすでに集合物に組み入れられている動産や債券についての処分権を有すると解する」としている。
- (36) 伊藤達哉「倒産手続における将来債権・集合動産譲渡担保権の取扱い—担保権の効力が及ばなくなる事由および担保権の価値評価の考察を中心として—」金法1862号10頁（2009年）。
- (37) 山本和彦「倒産手続における集合債権譲渡担保の扱い」NBL854号64頁（2007年）、商事法務編『動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会報告書〔付・各国の動産・債権を中心とした担保法制に関する調査研究業務報告書〕』（別冊 NBL177号）147頁（商事法務、2021年）。
- (38) 山本慶子「再建型手続における将来取得財産に対する担保権の処遇—事業収益型担保の処遇を中心に—」金融研究29巻2号163頁（2010年）、会社更生手続における将来債権譲渡担保に対する指摘ではあるが、事業再生研究機構『更生計画の実務と理論』123頁（商事法務、2004年）。
- (39) 田原睦夫「倒産手続と非典型担保権の処遇—譲渡担保権を中心に—」『倒産実体法』別冊 NBL69号79頁、82頁（商事法務、2002年）。なお、ABL（Asset Based Lending）が発達している米国においては、倒産手続開始後に債務者が取得した財産（事後取得財産：after acquired property）については、一般的に担保権の効力が及ばないとされていることが参考になると

- する見解もある（佐藤鉄男＝松村正哲編『担保権消滅請求の理論と実務』195頁〔田中亘〕（民事法研究会、2014年））。
- (40) 山本慶・前掲注（38）169頁。
- (41) 山本和彦「債権法改正と倒産法（上）」NBL924号13頁（2010年）、藤澤治奈「将来債権譲渡と譲渡人の倒産に関する一考察」山本和彦＝事業再生研究機構編『債権法改正と事業再生』251頁（商事法務、2010年）。
- (42) 松下＝相澤・前掲注（29）451頁〔富永〕。
- (43) 志甫・前掲注（3）116頁。
- (44) 福永・前掲注（12）63頁。
- (45) 匿名コメント（本決定）金法2141号72頁（2020年）。
- (46) 志甫・前掲注（3）113頁。
- (47) 松下＝相澤・前掲注（29）455頁〔富永〕。
- (48) 瀬下博之「担保付債権と担保権消滅請求制度の活用可能性」季刊企業と法創造63巻67頁（2010年）。
- (49) 高井章光「判批（東京高決）」倒産判例百選（第5版）別冊ジュリスト216号125頁（2013年）では、事業継続不可欠要件を緩やかに判断した場合の担保権者の利益保護としては、担保権消滅の是非の問題ではなく、価格の適正性・相当性が問題とされるべきであると指摘している。
- (50) 「倒産と担保・保証」実務研究会編・前掲注（11）281頁〔北島（村田）典子〕。
- (51) 拙稿「非典型担保の近未来的課題 流動集合動産譲渡担保と民事再生法との関係―「流動性」と「特定性」について―」田井義信編『民法学の現在と近未来』100頁（法律文化社、2012年）。
- (52) 東京弁護士会倒産法部編『担保法と倒産・金融の実務と理論―担保法の検討課題』（別冊 NBL178号）192頁（商事法務、2021年）。ただ、会社更生法上の「時価」概念と民事再生法上の処分価額の概念を同一に解釈することができるかといった問題もある。